

公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程

平成19年4月1日
規程第53号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、職員（宮崎市が公立大学法人宮崎公立大学に派遣する職員を除く。以下同じ。）の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給与の区分)

第3条 給料は、就業規則第41条から第46条までに規定する労働時間（以下「正規の労働時間」という。）に対する報酬とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特別勤務手当、給料の特別調整額(管理職手当)、管理職員特別手当及び時間外勤務手当とする。

3 賞与は期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給与

第1節 給料

(給料表)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、労働時間、勤労環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級及び号給により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第1号の一般職給料表の適用を受ける職員は、前項第2号の教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員とする。

4 第2項第2号の教育職給料表の適用を受ける職員は、宮崎公立大学学則第7条に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

5 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいてこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。

(職務の級及び号給の決定)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、細則で定めるところにより決定するものとする。

2 職員を昇格させるときは、細則で定めるところにより昇格させるものとする。

3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、細則で定める。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳以上の年齢)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(教育職給料表の適用を受け

る職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

- 8 理事長は、職員の給料について、特に必要があると認めるときは、号給の調整を行うことができる。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- 12 就業規則第25条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（計算期間）

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

（給与の支給）

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第45条及び第46条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第2節 諸手当

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については1万1,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改正する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

- 第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宿舍(職員を居住させるために設置される居住用の家屋をいう。以下同じ。)に居住している職員その他理事長が定める職員を除く。)に支給する。
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額(その控除した額が3,000円未満のときは、3,000円とする。)
 - (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。
- (通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあつては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 4,800円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,300円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 9,500円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万1,300円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万3,700円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万6,100円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1万8,500円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万900円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万1,800円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万2,700円

フ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 2 万 3, 600 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 2 万 4, 500 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5, 000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5, 000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、細則で定める。

（特別勤務手当）

第 1 2 条 特別勤務手当は、公立大学法人宮崎公立大学職員の就業規則第 50 条の適用を受ける職員が、入学試験、職員及び任期付職員採用試験、公開講座等特別業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務に従事することにより第 1 4 条に規定する時間外勤務手当が支給される場合を除く。

2 特別勤務手当の額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

(1) 入試センター試験監督 従事した日 1 日につき 2 万 5, 000 円以下の範囲で理事長が別に定める額

(2) 入学試験（監督、面接、採点） 従事した日 1 日につき 1 万円

(3) 推薦入試合格者オリエンテーション 従事した日 1 日につき 1 万円

(4) 入学試験問題作成（英語一般） 従事した 1 期間につき 4 万円

(5) 入学試験問題作成（英語社会人入試等） 従事した 1 期間につき 2 万 5, 000 円

(6) 入学試験問題作成（小論文） 従事した 1 期間につき 1 万円

(7) 職員及び任期付職員採用試験（採点） 従事した 1 期間につき 1 万円

(8) 職員及び任期付職員採用試験問題作成（小論文） 従事した 1 期間につき 1 万円

(9) 公開講座（定期、小中高等学生等） 従事した日 1 日につき 2 万円

(10) 自主講座 従事した 1 講座につき 2 万円

(11) 模擬授業（理事長が別に定める。） 従事した日 1 日につき 5, 000 円

(12) 出前講座 従事した日 1 日につき 1 万円

（管理職手当）

第 1 3 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）にあるものについて、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により支給する管理職手当の額は、次のとおりとする。

(1) 学部長 75, 100 円

(2) 課長 62, 300 円

(3) 附属図書館長、地域研究センター長、学生部長又は教務部長 53, 900 円

3 2 以上の職を有する者の管理職手当は、支給割合の高いものを適用して支給する。（時間外勤務手当）

第14条 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間外に勤務した全時間に対して労働1時間につき、第22条に規定する労働1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員は、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対して時間外勤務手当は支給されない。

3 前2項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定により、あらかじめ就業規則第41条及び第42条により割り振られた1週間の正規の労働時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の労働時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の労働時間を超えて勤務した全時間(細則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の労働時間を超えてした勤務(就業規則第45条の規定に基づく休日における勤務のうち、第3号、第4号及び第5号の休日における勤務を除く。以下この条において「第1項勤務」という。)の時間と就業規則第46条第1項の規定により割り振り変更前の正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の労働時間を超えてした勤務(以下この条において「第3項勤務」という。)の時間(前項に規定する細則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175)を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 就業規則第47条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175)から第1項に規定する細則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する細則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(管理職員特別手当)

第15条 第13条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第45条の規定に基づく休日に1時間以上就労した場合は、当該管理職員には、管理職員特別手当を支給する。ただし、第12条に規定する特別勤務手当が支給される場合を除く。

2 管理職員特別手当の額は、前項の規定による就労1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の就労にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 学部長又は課長 8,500円

(2) 附属図書館長、地域研究センター長、学生部長又は教務部長 6,000円

- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 賞与

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条まで及び附則第2項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日（次条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し若しくは就業規則第26条第2項の規定により解雇され（以下「失職」という。）、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第2項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則で定める。

(支給制限)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第86条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第26条第2項第2号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(一時差し止め)

第18条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら

れているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事実若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に期末手当を支給することが、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支払を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日（以下本この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し又は死亡した職員にあつては、退職し又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の67.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の32.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第16条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第4節 給与計算

(給与の減額)

第20条 職員が就業をしないときは、就業規則第47条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、就業規則第45条に規定する休日(就業規則第46条に規定する振替日を含む。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第21条 前条の規定により勤務しない1時間につき減額する額の算定する場合並びに第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を一の年における職員の所定の労働時間から当該年における就業規則第45条第3号に規定する祝日法による休日及び同条第4号に規定する年末年始の休日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)に割り振られた労働時間を減じたもので除した額とする。

第5節 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第14条の規定は、第13条に規定する管理職員には適用しない。

2 第8条から第10条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(専従休職者の給与)

第24条 就業規則第15条第2項に基づく労働組合専従休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

(休職給)

第25条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号(病気休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号(刑事休職)に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、就業規則第15条第1項第3号(災害による生死不明又は所在不明の休職。次項に掲げる場合を除く。)に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給することができる。

- 6 職員が就業規則第15条第1項第3号(災害による生死不明又は所在不明の休職)に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が職務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給することができる。
- 7 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第26条第2項に該当して解雇され、又は死亡したときは第16条第1項に規定する細則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは、「第25条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 就業規則第15条第1項第4号(その他の休職)の規定により休職にされた職員への給与については、理事長が定める。

第6節 給与の支払い

(給与の支給)

- 第26条 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、毎月21日に支給する。ただし、その日が、就業規則第45条に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 2 時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、その日が、休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 理事長は、特に必要があると認めるときは、前2項の支給日を変更することができる。
- 4 職員が死亡したときは、その遺族に支給する。この場合において支給方法等に関しては公立大学法人宮崎公立大学職員退職手当規程を準用する。

(給与の口座振替)

- 第27条 給与は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(適用除外)

- 第28条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益法人等への宮崎市職員の派遣等に関する条例(平成14年宮崎市条例第7号)の規定に基づき、宮崎市から法人に派遣される職員及び公立大学法人宮崎公立大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年宮崎公立大学事務組合条例第5号)の規定により法人の職員となった者(教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)の第3条に規定する給与については、第4条から第8条及び第10条から第25条の規定にかかわらず宮崎市職員の例による。

(雑則)

- 第29条 この規程に定めるほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(給料の経過措置)

- 第2条 公立大学法人宮崎公立大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年宮崎公立大学事務組合条例第5号)の規定により法人の職員となった者(教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日において、同日に施行する公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれ

を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(平成22年附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 2 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第3条 前条の規定による給料を支給される職員に関する第13条第2項の規定の適用については、第13条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第2条の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月8日から施行し、改正後の公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月27日から施行する。

(適用区分)

- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第8条、第9条及び別表第2の規定 平成19年4月1日

(2) 第19条の規定 平成19年12月1日

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第19条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(施行期日)

- 2 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第16条第2項（「6月に支給する場合においては100分の125」の部分に限る。）、同条第3項及び第19条第2項第2号の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正前の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から 8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(特定職員に支給する給与に関する特例措置)
- 2 当分の間、職員（一般職給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が、5級以上である者及び教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「給料月額減額基礎額」という。））
 - (2) 管理職手当 当該特定職員の給料月額に対する管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
 - (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額（第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
 - (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において、当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額（第19条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
 - (5) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第25条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第25条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第25条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第25条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一の年における職員の所定の勤務時間から当該年における祝日法による休日及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一の年における職員の所定の勤務時間から当該年における祝日法による休日及び年末年始の休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

6 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第25条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第16条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（育児休業細則第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成19年附則第2条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項の規定は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第25条第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項まで若しくは第16条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（育児休業細則第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは平成22年附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員給与規程平成19年附則第2条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給され

なかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
教育職給料表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に改正前の公立大学法人宮崎公立大学職員給与規程第10条第1項第2号の規定に該当する職員(その所有に係る住宅が当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入されたものである場合で、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間にある職員で同号の規定により平成25年3月に係る住居手当の支給を受けたもの(当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員を含む。)に限る。)については、同条第1項及び第2項の規定は、平成26年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「含む」とあるのは、「含み、当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入された住宅で、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間にあるものに限る」と、同項第2号中「1,500円(当該住宅が当該職員その他理事長が定める者によって新築され、又は購入されたものである場合においては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は4,000円)」とあるのは、「2,000円」とする。

別表第1 (第4条第2項第1号関係)

一般職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200

34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500

73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	425,900
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	426,600
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	427,300
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	427,800
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300	428,500
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000	429,200
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700	429,900
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200	430,400
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900	431,100
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600	431,800
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300	432,500
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800	433,000
94		297,500	346,800	388,900	406,500	
95		297,900	347,300	389,500	407,200	
96		298,300	347,800	390,100	407,900	
97		298,500	347,900	390,800	408,400	
98		298,900	348,400	391,400	409,100	
99		299,300	348,900	392,000	409,800	
100		299,700	349,400	392,600	410,500	
101		299,900	349,700	393,300	411,000	
102		300,300	350,100	393,900	411,700	
103		300,700	350,500	394,500	412,400	
104		301,100	350,900	395,100	413,100	
105		301,300	351,400	395,800	413,600	
106		301,600	351,800	396,400		
107		302,000	352,200	397,000		
108		302,400	352,600	397,600		
109		302,600	353,100	398,300		
110		303,000	353,500			
111		303,400	353,900			
112		303,700	354,200			

113		303,800	354,700		
114		304,200			
115		304,600			
116		305,000			
117		305,200			
118		305,500			
119		305,800			
120		306,100			
121		306,500			
122		306,800			
123		307,100			
124		307,400			
125		307,800			

別表第2(第4条第2項第2号関係)

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500

14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
22	256,600	324,000	379,100	458,700	
23	259,700	326,800	381,200	461,100	
24	262,800	329,600	383,300	463,500	
25	265,800	332,100	385,300	465,500	
26	268,800	334,600	387,200	467,700	
27	271,800	337,100	389,100	469,900	
28	274,800	339,600	391,000	472,100	
29	277,800	342,000	393,000	474,300	
30	280,500	344,200	394,800	476,600	
31	283,200	346,400	396,600	478,800	
32	285,900	348,600	398,400	481,000	
33	288,500	350,900	400,200	483,000	
34	291,400	353,200	402,000	485,200	
35	294,200	355,500	403,800	487,500	
36	297,000	357,800	405,600	489,800	
37	299,800	359,900	407,200	492,000	
38	302,100	362,000	408,900	494,000	
39	304,400	364,100	410,600	496,000	
40	306,700	366,100	412,300	498,000	
41	308,900	368,100	413,700	500,100	
42	310,100	370,000	415,300	502,000	
43	311,300	371,900	416,900	503,900	
44	312,500	373,800	418,500	505,800	
45	313,600	375,800	419,900	507,800	
46	314,800	377,600	421,500	509,600	
47	316,000	379,400	423,100	511,500	
48	317,200	381,200	424,700	513,400	
49	318,200	383,100	426,300	515,200	
50	319,300	384,900	427,600	517,000	
51	320,400	386,700	428,900	518,900	
52	321,500	388,500	430,200	520,800	

53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200
69	340,000	411,500	446,600	542,100
70	341,100	412,400	447,600	542,900
71	342,200	413,300	448,600	543,800
72	343,300	414,100	449,600	544,700
73	344,000	415,000	450,700	545,600
74	345,000	415,900	451,700	546,500
75	346,000	416,700	452,700	547,400
76	347,000	417,600	453,700	548,300
77	348,100	418,300	454,600	549,200
78	349,100	418,900	455,200	
79	350,100	419,500	455,900	
80	351,100	420,100	456,600	
81	352,100	420,400	457,400	
82	353,100	421,000	458,100	
83	354,100	421,600	458,800	
84	355,100	422,200	459,500	
85	355,700	422,600	460,000	
86	356,300	423,200	460,700	
87	356,900	423,800	461,400	
88	357,500	424,400	462,100	
89	358,200	424,900	462,600	
90	358,700	425,500		
91	359,100	426,100		

92	359,600	426,700		
93	360,100	427,000		
94	360,500	427,500		
95	361,000	428,000		
96	361,500	428,500		
97	362,100	429,100		
98	362,600	429,600		
99	363,100	430,100		
100	363,600	430,600		
101	364,000	431,000		
102	364,500	431,500		
103	365,000	432,000		
104	365,500	432,500		
105	366,000	433,100		
106	366,500			
107	367,000			
108	367,500			
109	368,100			
110	368,600			
111	369,100			
112	369,600			
113	370,200			
114	370,700			
115	371,200			
116	371,700			
117	372,100			
118	372,600			
119	373,100			
120	373,600			
121	373,900			
122	374,400			
123	374,900			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,300			
129	377,800			

